

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1118））
2. 日時：平成30年7月10日 16時20分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、義崎管理官補佐、中川上席安全審査官、吉村上席安全審査官、千明主任安全審査官、津金主任安全審査官、正岡主任安全審査官、村上主任安全審査官、秋本安全審査官、田尻安全審査官、照井安全審査官、日南川安全審査官、関根技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、矢野審査チーム員、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 調査役 他17名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他2名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ 課長

他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム 担当 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力耐震） 担当 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る説明スケジュール、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書及び火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書】

- 屋根スラブのデッキプレートについて、打設時のひずみを考慮しても評価に問題がないことを示すこと。
- 使用済燃料乾式貯蔵建屋壁面のライナが剥離する可能性をどのように考慮したのか、整理して提示すること。
- 許容限界の応力値の算出過程が終えるように記載すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・V-3-別添2 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書
- ・V-3-別添1 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書
- ・工事計画に係る補足説明資料 補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全般の補足説明】

- ・ V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 外部火災への配慮に関する説明書のうち 補足-90-1【外部火災への配慮に関する説明書】